

青年部に関する規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第52条（青年部）の規定に基づき、組合が設置する青年部の組織及び運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(名 称)

第 2 条 名称は札幌市管工事業協同組合青年部（以下「青年部」という。）とする。

(組 織)

第 3 条 青年部は組合傘下の次代を担う青年を以って構成する。

(役 割)

第 4 条 青年部は経営・技術に関する研修会、講習会等の活動を通じ、会員相互の人格を陶冶し、資質の向上をはかると共に管工事業界の次代を担う良き人材の育成と、管工事業界の発展に寄与するものとする。

(助成金)

第 5 条 組合は青年部活動が活発且つ円滑に行うため、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成金の額等については、理事会に諮り決定する。

(運 営)

第 6 条 青年部が民主的且つ自主的に運営するために青年部において会則を定めるものとする。

附 則

この規約は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月1日から施行する。（定款変更に伴う、第1条字句修正）